

業者の皆様へ

契約時及び、契約後に必要となる主な書類等について、以下をご参考のうえ、ご準備くださいますようお願いいたします。

◆契約保証について

契約金額が250万円を超える場合、契約を締結するに当たって、契約金額の10分の1の額の契約保証が必要となります。入札に参加される方は、あらかじめ落札した場合の契約保証の種類を決めておいてください。

[契約保証の種類]

- 現金
- 国債
- 金融機関による保証
- 西日本建設業保証(株)による保証
- 公共工事履行保証証券（履行ボンド）
- 公共工事履行保証保険

◆契約日について

落札決定の日から7日後が契約日となりますので、7日以内に契約書を契約検査課に提出してください。ただし、契約保証が免除された場合にあっては、落札決定日の翌翌日（土日祝日及び年末年始を除く）が契約日となります。

◆契約時の必要書類について（契約検査課へ提出）

・工事の場合

- ①契約書 2部
- ②契約保証（免除された場合を除く）
- ③建退共掛金収納書
- ④法定外労災加入証明書の写し
- ⑤リサイクル別紙（リサイクル対象工事の場合） ※工事監督員による内容確認後のもの
- ⑥課税（または免税）事業者届

・業務委託の場合

- ①契約書 2部
- ②契約保証（免除された場合を除く）
- ③課税（または免税）事業者届

■公共工事の前払金について

西日本保証事業(株)の行う前払金の保証書を提出した場合、前払金を請求することができます、その範囲及び割合は下記のとおりです。

対象となる工事・業務委託	前払い金の割合
250万円を超える工事	請負代金の10分の4以内
250万円を超える業務委託	請負代金の10分の3以内

〒863-8631

天草市東浜町8番1号（本庁2階）

天草市役所 契約検査課 工事契約係

TEL0969-23-1111（代表）